

平成31年1月17日

各位

会社名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 朝樹
(コード: 4827 Q-Board)
問合せ先 執行役員経営戦略室長 藤木 洋平
兼 業務本部長経理部長
(TEL. 092-534-7210)

和解による訴訟解決に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ビジネス・ワン賃貸管理は、株式会社ピーエムジャパンに対し、譲渡を受けた賃貸管理物件のオーナーへの預り家賃等送金資金立替金の支払遅延を理由に、平成26年6月24日付で福岡地方裁判所に訴訟の提起を行いました。今般、関連する訴訟において和解が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

株式会社ビジネス・ワン賃貸管理は、株式会社ピーエムジャパンと賃貸管理物件の一部譲渡の契約を締結し、1,345戸の譲渡を受けました。それに伴い賃貸管理物件のオーナーへの預り家賃等送金資金について、平成26年3月25日及び平成26年4月25日に同社からの支払遅延が発生いたしました。支払遅延が発生した当初から、継続的に同社に対し請求を行ってまいりましたが、同社より誠意ある回答が得られず回収が遅延いたしました。なお、回収遅延の立替金につきましては、平成27年3月期において全額引当処理を行っております(平成30年12月31日現在の債権額87,836千円)。

本件につきましては、平成26年6月24日付で福岡地方裁判所に訴訟の提起を行い、平成29年5月25日に判決言渡しを受けましたが、被告がこれを不服とし、平成29年6月8日に福岡高等裁判所において控訴の提起がなされました。これに対して平成29年12月14日に福岡高等裁判所は控訴棄却の判決を言渡し、その後判決は確定いたしました。

確定しました判決は、株式会社ビジネス・ワン賃貸管理の主張をほぼ認めるものでありましたが、関連付随する訴訟について対応する中で、これまでの訴訟の経緯、本件の事案の内容、訴訟を継続した場合に要する時間、最終的な回収の見通し等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件解決を図ることが最善の策であると判断し、合意に至ったものであります。

2. 和解の内容

和解金 16百万円

3. 貸倒引当金戻入に伴う特別利益の発生について

本件和解に伴う貸倒引当金戻入額16百万円を特別利益として計上いたします。

4. 今後の見通し等

上記のとおり、今般、特別利益として計上いたしますが、連結業績予想につきましては、他の要因も含め現在精査中であり、業績予想の修正が必要な場合には改めて開示いたします。

以上